















国際連合(国連)は、1945年に51の加盟国により創設され、その加盟国数は、189ヵ国までに増大しています。それとともに、国際社会は、冷戦の終結、地域紛争の多発とそれに伴う難民・避難民の大量発生、地球規模で拡がる環境問題、開発や貧困の問題、HIV/エイズ等感染症の問題など、国境を越えた様々な問題を抱えるようになっています。特に近年のグローバリゼーションの進展はこれらの問題を一層複雑化させるとともに相互に連関させるものとなっています。そのため、国際社会は、これらの問題に取り組むにあたって、各地域間を含むあらゆるレベルでの対話が求められています。そのような中で、国連は、唯一の包括的普遍的な国際機関として、また、国際の平和と安全、環境、人権、開発等多岐にわたるテーマを扱う唯一のフォーラムとして、国際社会全体からかつてないほど大きな期待を寄せられており、各加盟国の協力のもとにこれらの問題の解決に努めています。

このような問題意識のもと、2000年9月6日から8日には、国連ミレニアム・サミットが開催され、「21世紀の国連の役割」のテーマのもとで、21世紀の国際社会が直面する課題を見極め、国連



がいかなる役割を果たすべきか、そのために国連をいかに強化していくべきかについて議論が行われ、「ミレニアム宣言」が採択されました。

日本は1956年に国連に加盟しました。その後、日本は高度経済成長を経験し、順調に経済力を伸ばした結果、加盟当初には1.92%にすぎなかった日本の国連通常予算の分担率は、2001年には19.629%と、米国に次いで加盟国中第2位までに増加しています。21世紀の国際社会の諸課題に対応するにあたり、日本は世界から国連を通じてその国力、国際的地位にふさわしい国際貢献を行うことや責任を分担することを期待されています。その期待に応えるためには、日本が様々な分野で国連の活動に協力するとともに国連の機能強化のための改革に努力していくことが必要です。

この小冊子によって、出来るだけ多くの方々が、国連が直面している主な課題、そのような課題への日本の対応、日本が果たしている役割などについて正しく理解され、今後国連が果たすべき役割、そして日本が果たすべき役割について考えていただく一助となれば幸いです。

2001年7月



CONTENTS はじめに.....1 国連の歴史、目的、 加盟国数の推移......4 1.歷史 2.目的 3.加盟国 国連の機構......5 1.総会 2.安全保障理事会 3.経済社会理事会 4.信託統治理事会 5.国際司法裁判所 6.国連事務局 (1)事務局 (2)職員 (3)予算 ||| **国連の諸活動.....**11 1.国際の平和と安全の ための活動 (1)紛争予防 (2)国連平和維持活動 (3)軍備管理・軍縮 2.経済的、社会的、文化的 進歩のための活動 (1)総論~人間の安全保障 の観点から取り組むべき 諸問題~ (2)開発 (3)人権 (4)社会問題 (5)難民問題 (6)地球規模の諸問題 (a)地球環境 (b)人口 (c)麻薬等薬物問題 (7) 文化 国連改革......27 1.安保理改革 2.財政分野の改革 3.開発分野の改革 国連で働く日本人職員.....28 1.国連事務局などの職員 2.国連で働く日本人職員数 3.応募手続き Ⅵ日本に本部を有する 国際機関等......30 外務省における国連に関する 事項の主な担当部局



国連の歴史、目的、加盟国数の推移

1 歴史

第2次世界大戦中から、国際平和を維持し 得なかった国際連盟にかわる新たな国際機構 を設立する構想があり、1945年4月から6月 のサンフランシスコ会議で国際連合(国連) 憲章が起草され、6月26日に調印されました。 同年10月24日国連憲章が発効し、国連が正 式に発足しました。



サンフランシスコ会議(1945年)

2 目的

国連憲章第1条は、国連の目的として以下 のものを掲げています。

- (1) 国際の平和及び安全を維持すること
- (2) 人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎

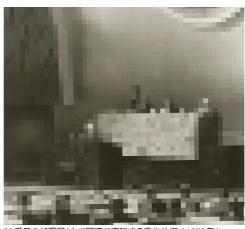
をおく諸国間の友好関係を発展させること (3)経済的、社会的、文化的又は人道的性質 を有する国際問題を解決することについて、 並びに人権及び基本的自由を尊重するように 助長奨励することについて、国際協力を達成 すること

(4) これらの共通の目的の達成にあたって諸 国の行動を調和するための中心となること

3 加盟国の推移

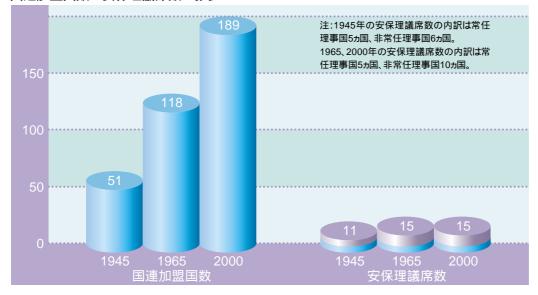
国連は51ヵ国で発足しましたが、旧植民地等の独立により加盟国数は大幅に増加しています。2001年6月現在、加盟国数は当初の3倍以上の189ヵ国にのぼっており、世界中のほとんどすべての国が加盟しています。

なお、日本は、1956年12月18日に80番目 の加盟国となりました。



80番目の加盟国として国連で演説する重光外相(1956年)

国連加盟国数と安保理議席数の推多





旧敵国条項

国連憲章には、第2次世界 大戦中に連合国の敵国であった国々に対し、地域的機関 などが安全保障理事会の許可がなくとも強制行動を取り 得ることなどが記載されている条項(第53条と第107条) があります。これを「旧敵国系項」と呼んでいます。旧敢国 国具体的な国名は、国連までは明記されていませんが、日本、ドイツ、イタリア、バンガリー、ルーマニア、ブルガリア、フィンランドのアカ国を指すものと考えられています。

現在では、これらの国々は すべて国連加盟国となってお り、「旧敵国条項」が未だに 国連憲章上存在することは時 代遅れです。日本は、1970 年の第25回国連総会以来、 たびたび総会などの場で、国 連憲章から「旧敵国条項」を 削除すべきであるとの立場 を主張してきています。1994 年12月、総会において憲章 特別委員会に対し「旧敵国 条項」の削除の検討を要請 する決議が採択され、1995 年12月11日、第50回総会 における憲章特別委員会の 検討結果を踏まえ、削除へ向 けての憲章改正手続を最も 至近の適当な会期に開始す る意図を表明する総会決議 (A/50/52)が採択されま した。

■国連の機構

国連には、

総会

安全保障理事会

経済社会理事会

信託統治理事会

国際司法裁判所

事務局

の6つの主要機関があります。

1 総会

(1) 総会の役割

総会は、すべての加盟国によって構成され る国連の主要な審議機関です。総会は、国連 憲章の範囲内にある問題、又は国連憲章に規 定する機関の権限及び任務に関する問題につ いて討議し、又、安全保障理事会が実際に審 議中である場合を除き、加盟国若しくは安全 保障理事会、又はこの両者に対して勧告する ことができます。

(2)会期

国連総会の会期は約1年間で、毎年9月か ら次期総会が開会する前日までとなっていま す。総会開会後は、12月まで通常総会が開 催され、集中的に審議が行われますが、その 後も、必要に応じて総会が招集されることが あります。また、特別総会や緊急特別総会が 招集されることもあります。

(3)通常総会

通常総会では、まず議長1人、副議長21人 が選ばれ、その後世界各国から大統領、首相、 外相等が集まり、一般討論演説が行われます。

総会で取り上げられる議題は、毎年100件 以上にのぼっています。これらの議題は、本 会議だけで審議されるものもありますが、通 常は、本会議の前に、議題ごとに次の6つの 委員会のいずれかに付託され、各委員会が審 議を終えて本会議に決議案を提出した後、表 決にかけられます。

第1委員会(軍縮、国際安全保障)

第2委員会(経済・環境)

第3委員会(社会·人権、人道、文化)

第4委員会(政治問題、PKO、情報、

非自治地域、宇宙)

第5委員会(行財政、人事)

第6委員会(法律)

国連エティオピア・エリトリア・ミッション(UNMEE)

国連コンゴー(民)ミッション(MONUC)

国連東チモール暫定行政機構(UNTAET)

国連シエラ・レオーネ・ミッション(UNAMSIL)

国連コソボ暫定行政ミッション(UNMIK)

国連兵力引き離し監視隊(UNDOF)

国連プレヴラカ監視団(UNMOP)

国連ボスニア・ヘルツェゴヴィナ・ミッション(UNMIBH)

国連グルジア監視団(UNMIG)

国連サハラ住民投票監視団(MINURSO)

国連イラク・クウェイト監視団(UNIKOM)

国連レバノン暫定隊(UNIFIL)

国連サイプラス平和維持隊(UNFICYP)

国連インド・パキスタン軍事監視団(UNMOGIP)

国連休戦監視機構(UNTSO)

各種常設専門家組織 --

各種常設委員会 -

各種機能委員会 6

各種地域経済委員会 --

万国郵便連合(UPU) -

国際民間航空機関(ICAO)

国連教育科学文化機関(UNESCO)

世界知的所有権機関(WIPO)

国際電気通信連合(ITU)

世界気象機関(WMO)

世界保健機関(WHO)

国際労働機関(ILO) -

国際金融公社(IFC)

国際開発協会(IDA) —

国際復興開発銀行(IBRD) -

国際通貨基金(IMF) -

国連工業開発機関(UNIDO)

国際海事機関(IMO)

国際農業開発基金(IFAD)

国連食糧農業機関(FAO)

国際原子力機関(IAEA)

国連機構図 ●国連の主要機関 ○その他の国連機関 ○専門機関およびその他の国連関係自治機関 各国際刑事裁判所 局 安全保障理事会 国際司法裁判所 各種委員会 国連ボランティア計画(UNV) 国連開発計画(UNDP) 国連児童基金(UNICEF) 経済社会理事会 ■連人間居住センター(HABITAT/UNCHS) 国連環境計画(UNEP) 国連訓練調査研修所(UNITAR) | 国連大学(UNU) 国連貿易開発会議(UNCTAD) 信託統治理事会 国連人口基金(UNFPA) 国際婦人開発基金(UNIFEM) 国連薬物統制計画(UNDCP) ▶国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA) 🛑 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR) ── 国連人道問題調整事務所(OCHA) - 国連人権高等弁務官(UNHCHR) ---- 世界食糧計画(WFP)など



ミレニアム・サミットについて記者 会見を行うアナン事務総長 (2000年9月)

2 安全保障理事会

(1)役割

安全保障理事会(安保理)は国際の平和と安全の維持について主要な責任を負う機関です。 その主な任務は、

- (a) 紛争当事者に対して、紛争を平和的手段 によって解決するよう要請したり、適当な調 整手続や解決条件を勧告する
- (b) 紛争による事態の悪化を防ぐため、必要又は望ましい暫定措置に従うよう当事者に要請する

地域グループ別の国連加盟国及び 安全保障理事会議席数(2001年3月現在)

地域グループ	加盟国数	非常任理事国数	常任理事国数
アフリカ	53	3	0
アジア	50	2	1(中)
ラテン・アメリカ及びカリブ	33	2	0
西欧その他	28	2	3(仏、英、米)
東欧		1	1(露)
無所属	4	0	0
計	189(注)	10	5

注: 国連加盟国総数は189ヵ国ですが、いずれの地域グループにも参加していない国が4ヵ国(エストニア、キリバス、パラオ、トゥヴァル)あります。

- (c) 平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略 行為の存在を決定し、国際の平和と安全の維 持・回復のために勧告を行う
- (d)経済制裁などの非軍事的措置及び軍事 的措置を決定する

ことであり、安保理の決定には国連のすべて の加盟国は従わなければなりません。このよ うな拘束力をもつ決定を行うことができる国 連の機関は安保理だけです。

なお、近年では、紛争や侵略への対処といった問題だけでなく、紛争に起因する貧困問題、人権問題、難民問題及びHIV/エイズ等感染症問題などについても安保理で議論が行われるようになっています。

(2)構成

安保理の構成国は15ヵ国で、常任理事国5 カ国(中国、フランス、ロシア、英国、米国) と、総会により地域ごとに選出される2年任 期の非常任理事国10ヵ国とで構成されてい ます。

日本はこれまで非常任理事国を8回(注) 務めており、これは全加盟国中でブラジルと 並んで最多となっています。(2001年6月現 在)

(注) 1958-59、1966-67、1971-72、1975-76、1981-82、1987-88、1992-93、1997-98

軍事参謀委員会

常任理事国の役割

に議席を持ち、安保理の審

議や決定に参加しています。

そのため紛争などの問題に直面したとき、国際社会とし

てどう対処するかについて、

つまり、安保理は何らかの意

思決定を行うべきか否か、ま

た、決定を行うとすればどの

ような内容の決定を行うべき

かということについて、常に 主体的に参画する権利と責

任を負っています。

常任理事国は安保理に常

軍事参謀委員会は、国連 憲章に基づき、正規の国連 軍が設立され、安保理が軍 事的強制措置をとる場合に、 安保理に助言と援助を与え ることなどを目的とする機関 で、常任理事国の参謀総長 又はその代表者で構成されて います。

しかし、このような国連軍は、これまで実際に編成されたことはなく、軍事参謀委員会は実質的には活動していません。

堂任理事国とその他の国連加盟国の主な相違

市は左手目とての他の目を加亜目の工で信念			
項 目	常任理事国	その他の国連加盟国	
安保理への参加	常時可	選挙により非常任理事国に選ばれた時 のみ可	
拒否権		無	
軍事的役割 (平和維持活動への参加、将来 の「国連軍」への兵力提供)	相違なし(憲章上の義務なし)		
軍事参謀委員会 への出席		無	
平和維持活動 経費の財政的負担	通常分担率を上 回る負担をする	先進国は国連の通常分担率と同じ分担率、 途上国については通常分担率より負担減	

注:拒否権:安保理の 決定の方ち、国際の中 及び安全の維持にかか ついては、常任理事リー の同意を含む9ヵ国事 の育成が必要とされてい ます。つか国でもの決されてい ます。つか国ででの決されてい 場合の決したは、常任理したは 行われません。これを 「拒否権」といいます。

3 経済社会理事会

国連憲章第1条では「経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決する」ことについて国際協力を達成することを国連の目的の一つとして掲げており、経済・社会の分野は伝統的な国連の活動の一つです。

経済社会理事会(経社理)は、安保理などと並ぶ国連の主要機関であり、総会によって選出される54の加盟国から構成されます。日本は、国連加盟以来通算12期(36年間)経社理において理事国として選出され、現在は、第13期目の理事国(2002年末まで)を務めています。

経社理は、経済、社会、文化、教育、保健、 人権の分野の国際事項について、研究と報告 を行い、これらの事項について、総会、加盟 国及び関係専門機関(国際労働機関(ILO) 国連食糧農業機関(FAO)など17機関)に 勧告すること及び同勧告を通じて専門機関の 活動を調整することなどを任務としていま す。

近年、援助の内容が複雑多岐にわたり、かつこれを限られた財源の中でより効率よく行っていく必要が高まったとして、経社理の調整機能を一層強化しようとする努力が続けられています。

経社理には、下部機関として、人権委員会、 社会開発委員会、持続可能な開発委員会など の機能委員会、アジア・太平洋経済社会委員 会(ESCAP) 欧州経済委員会(ECE)など の地域委員会、及びその他の常設委員会や専 門家会合が設けられており、これらの委員会 はそれぞれの分野に関する会合を定期的に開 催して経社理に結果を報告します。

4 信託統治理事会

国連は、その権威のもとに、信託統治制度 を設けています。信託統治制度は、この制度 のもとにおかれる地域(これを「信託統治地 域」と言います)住民の政治的、経済的、社 会的そして教育的進歩を促し、自治や独立に 向かっての住民の漸進的発達を促進すること を主な目的として設けられました。信託統治 理事会は、このような信託統治地域の施政を 監督するために設置された機関です。

信託統治制度が創設された当初は11の信託統治地域がありましたが、これらの地域は次第に独立を達成、もしくはある国家と連合することによって自治を達成しました。1994年10月1日、最後の信託統治地域であったパラオが独立したため、戦後国連によって設置された信託統治地域はなくなりました。そのため、これまで年1回の通常会期及び要請に応じて特別会期が開催されることとされていた信託統治理事会は、第61回通常会期(1994年11月)において手続き規則が改正され、今後は、信託統治理事会議長、総会、安保理等の要請に応じて開催されることとなりました。そして1994年11月の会合を最後に、事実上の休眠状態に入っています。



コソボ情勢に関する決議を採択する安保理(1999年6月)



5 国際司法裁判所

国際司法裁判所は、国連の主要な司法機関として条約、協定の解釈など国家間で発生した国際法上の問題についての紛争を処理する機関です。また、総会や安全保障理事会などの求めに応じて、法律問題についての勧告的意見を付与する役割も担っています。

最近では、1999年6月に北大西洋条約機構(NATO)によるユーゴ空爆に関し、ユーゴがNATO加盟国のうち10ヵ国を相手に提訴した事件で、ユーゴの仮保全申請を却下する決定を下しました。

なお、国際司法裁判所を通じた紛争処理を

促進するとの観点から、国際司法裁判所規程の当事国は、規程に定められる紛争について裁判所の管轄を義務的に受諾する旨宣言することが出来ることとされており、これまで、日本を含め62ヵ国が受諾しています(日本は1958年に受諾を宣言しています)。

国際司法裁判所は、国連総会と安全保障理事会がそれぞれ別個に行う選挙で選出された15人の裁判官で構成されています。裁判官の任期は9年で、3年ごとに5人の裁判官が改選されます。

日本からは、田中耕太郎博士が1961年から1970年まで、また小田滋博士が1976年から(現在3期目)裁判官を務めています。

6 国連事務局

(1) 事務局

国連事務局は、ニューヨークの国連本部内 に設置された7局3部2室、さらにジュネー ブ、ウィーン、ナイロビの事務局から構成さ れる機関です。国連の多岐にわたる日常業務 は、約170カ国から採用された約8,600名の職 員により遂行されています。具体的には、平 和維持活動の管理、国際紛争の調停、経済的 社会的動向及び問題の調査、人権や持続可能 な開発に関する研究報告の作成、広報、世界 的関心を呼ぶ問題についての国際会議の開催 などを行います。

(2)職員

事務局の長たる国連事務総長は、安全保障 理事会の勧告に基づき、5年任期で総会から 任命されます。現在の事務総長は1997年1月 に就任したコフィ・アナン氏です。事務総長 の下には、副事務総長、事務次長、事務次長 補等がおかれています。事務総長を含め、国 連事務局職員は、国際公務員として、その活 動について国連に対してのみ責任を負いま す。

(3)予算

国連の予算には、事務局の一般的な活動経 費である「通常予算」、平和維持活動 (PKO) の資金となる「PKO予算」などがあります。 いずれも主に加盟国がその分担率に従って支 払う分担金によって賄われます。また、いず れの予算も、事務局が予算案を作成し、国連 行財政の専門家委員会である「行財政問題諮 問委員会」が審査した上で、国連総会で審議、 承認されます。

国連通常予算は2ヶ年予算となっており、 2000/01年度予算額は25.33億ドルとなってい ます。通常予算は、政治問題、司法、開発、 人権・人道、広報など、国連の活動全般にあ てられます。これに対して、PKO予算はそ れぞれの平和維持ミッションごとに作成さ れ、PKOに参加する各国要員に関わる諸経 費などを賄います。なお、PKO予算の分担 率は、通常予算に比べて、安保理常任理事国 が追加的に負担するようになっています。

なお、国連開発計画(UNDP)、国連児童 基金(UNICEF)、国連難民高等弁務官事務 所(UNHCR)など国連総会などによって設 立された機関の財政は、ほとんどの場合各国 政府や市民からの自発的な拠出金によって賄 われます。

